

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表を削る。

別表第1の4の表中「から3の表まで」を「及び2の表」に改め、同表を別表第1の3の表とする。

別表第5の17の表4の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表6の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表8の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表12の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表14の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表15の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表16の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

この条例中、別表第1の改正規定は令和3年9月1日から、別表第5の改正規定は令和3年8月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収するとされたこと並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正により引用する条項が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をする必要による。